

防災基本計画修正 新旧対照表（案）

令和 6 年 6 月

第1編 総則

修正前	修正後
第1編 総則 （略） 第2章 防災の基本理念及び施策の概要 （略） (2) 迅速かつ円滑な災害応急対策 （略） ○災害応急段階における施策の概要は以下の通りである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。 （略） ・指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。 （略） 第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応 ○人口の偏在、少子高齢化、グローバリゼーション、情報通信技術の発達等に伴い我が国の社会情勢は大きく変化しつつある。国、公共機関及び地方公共団体は、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図ることとする。 ・国土における人口の偏在状況に拍車がかかっている。都市部では、人口の密集、危険な地域への居住、高層ビルの増加等がみられ、これらへの対応として、災害に強い都市構造の形成、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報の公開、高層ビル等の安全確保対策、一極集中の是正等を講ずる必要がある。一方、人口減少が進む中山間地域や漁村等では、集落の衰退、行政職員の不足、地域経済力の低下等がみられ、これらへの対応として、災害時の情報伝達手段の	第1編 総則 （略） 第2章 防災の基本理念及び施策の概要 （略） (2) 迅速かつ円滑な災害応急対策 （略） ○災害応急段階における施策の概要は以下の通りである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。 （略） ・指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動<u>や福祉的な支援</u>を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。 （略） 第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応 ○人口の偏在、少子高齢化、グローバリゼーション、情報通信技術の発達等に伴い我が国の社会情勢は大きく変化しつつある。国、公共機関及び地方公共団体は、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図ることとする。 ・国土における人口の偏在状況に拍車がかかっている。都市部では、人口の密集、危険な地域への居住、高層ビルの増加等がみられ、これらへの対応として、災害に強い都市構造の形成、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報の公開、高層ビル等の安全確保対策、一極集中の是正等を講ずる必要がある。一方、人口減少が進む中山間地域や漁村等では、<u>著しい高齢化の進行</u>、集落の衰退、行政職員の不足、地域経済力の低下等がみられ、これらへの対応として、<u>福</u>

第1編 総則

修正前	修正後
確保、防災ボランティア活動への支援、地場産業の活性化、コミュニティの活力維持等の対策が必要である。 (略) ・新型コロナウイルス感染症<u>の発生</u>を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。 (略)	<u>祉的な支援の充実</u>、災害時の情報伝達手段の確保、防災ボランティア活動への支援、地場産業の活性化、コミュニティの活力維持等の対策が必要である。 (略) ・新型コロナウイルス感染症<u>流行時の経験も</u>踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。 (略)

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
第2編 各災害に共通する対策編 第1章 災害予防 第1節 災害に強い国づくり、まちづくり (略) 2 災害に強いまちづくり (略) (3) ライフライン施設の機能の確保 ○ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、国〔総務省、<u>厚生労働省</u>、経済産業省、国土交通省、環境省〕、地方公共団体及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保、風水害においては浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。 (略) 第3節 国民の防災活動の促進 (略) 2 防災知識の普及、訓練 (略) (2) 防災訓練の実施、指導 ○国及び地方公共団体は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防災週間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。	第2編 各災害に共通する対策編 第1章 災害予防 第1節 災害に強い国づくり、まちづくり (略) 2 災害に強いまちづくり (略) (3) ライフライン施設の機能の確保 ○ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、国〔総務省、経済産業省、国土交通省、環境省〕、地方公共団体及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保、風水害においては浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。 (略) 第3節 国民の防災活動の促進 (略) 2 防災知識の普及、訓練 (略) (2) 防災訓練の実施、指導 ○国及び地方公共団体は、防災週間、<u>津波防災の日</u>、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、<u>火山防災の日</u>、雪崩防災週間、全国火災予防運

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
(略) ○地方公共団体は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。 (3) 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮 ○防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。 (略) 3 国民の防災活動の環境整備 (1) 消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化 ○国〔消防庁〕及び市町村（都道府県）は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の<u>施設・装備・</u>処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等<u>消防団の活性化を推進し、その育成を図るものとする。</u> (略) (3) 企業防災の促進 (略)	動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。 (略) ○地方公共団体は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。 (3) 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮 ○防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める<u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める</u>ものとする。 (略) 3 国民の防災活動の環境整備 (1) 消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化 ○国〔消防庁〕及び市町村（都道府県）は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の<u>充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、</u>処遇の改善、<u>必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、</u>青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等<u>に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。</u> (略) (3) 企業防災の促進 (略)

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
○国〔国土交通省〕は、公共交通・物流を担う運輸事業者に対して、防災及び事業継続の取組を支援するために助言等を行う「運輸防災マネジメント」を推進するものとする。 （新設） （略） 4 災害教訓の伝承 ○国〔内閣府、国土地理院、各省庁、国立国会図書館、国立公文書館等〕及び地方公共団体は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。 （略） 第4節 災害及び防災に関する研究及び観測等の推進 (1) 災害及び防災に関する研究の推進 （略） ○国〔内閣府、文部科学省、気象庁等〕は、災害及び防災に資する基本的なデータの集積、各種試験研究施設・設備の充実・整備、研究所や大学等における防災研究の推進、防災技術の研究開発の推進等を図るとともに、その成果を地方公共団体等の関係機関が活用できるように努めるものとする。 （新設） （略）	○国〔国土交通省〕は、公共交通・物流を担う運輸事業者に対して、防災及び事業継続の取組を支援するために助言等を行う「運輸防災マネジメント」を推進するものとする。 <u>○国〔気象庁〕は、公共機関等に対し、防災体制の整備や事業継続計画の策定等を支援するため、防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を行うものとする。</u> （略） 4 災害教訓の伝承 ○国〔内閣府、国土地理院、各省庁、国立国会図書館、国立公文書館等〕及び地方公共団体は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>自然災害伝承碑</u>が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。 （略） 第4節 災害及び防災に関する研究及び観測等の推進 (1) 災害及び防災に関する研究の推進 （略） ○国〔内閣府、文部科学省、気象庁等〕は、災害及び防災に資する基本的なデータの集積、各種試験研究施設・設備の充実・整備、研究所や大学等における防災研究の推進、防災技術の研究開発の推進等を図るとともに、その成果を地方公共団体等の関係機関が活用できるように努めるものとする。 <u>○国〔消防庁〕は、地震等の災害発生時における円滑な消火活動、人命救助活動等に資するよう、官民連携による革新的技術の実用化に向けた研究開発を推進するものとする。</u> （略）

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え (略) 2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係 (1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略) ○国〔内閣府等〕、公共機関及び地方公共団体は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、<u>共通のシステム（総合防災情報システム及びS I P 4 D（基盤的防災情報流通ネットワーク：Shared Information Platform for Disaster Management））</u>に集約できるよう努めるものとする。また、国〔内閣府等〕は、<u>これらのシステムの役割やあり方を整理の上、防災情報の集約、地図情報への加工、災害対応機関への提供等を可能とする新たなシステムの構築を含め、防災情報のデータ連携のための環境整備</u>を図るものとする。 ○国〔内閣官房、内閣府、警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省、海上保安庁、文部科学省等〕及び地方公共団体は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、巡視船、車両、人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、航空機運用総合調整システム（F O C S）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。 (略) (3) 通信手段の確保 (略) ○国、地方公共団体等は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点について十分考慮するものとする。	第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え (略) 2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係 (1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略) ○国〔内閣府等〕、公共機関及び地方公共団体は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、<u>総合防災情報システム（S O B O - W E B）</u>に集約できるよう努めるものとする。また、国〔内閣府等〕は、<u>本システムを中核に防災情報を共有し災害対応を行うことができる「防災デジタルプラットフォーム」の構築</u>を図るものとする。 ○国〔内閣官房、内閣府、警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省、海上保安庁、文部科学省等〕及び地方公共団体は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、巡視船、車両、<u>S A R衛星を含む</u>人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、航空機運用総合調整システム（F O C S）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。 (略) (3) 通信手段の確保 (略) ○国、地方公共団体等は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点について十分考慮するものとする。

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
・防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・<u>拡充</u>及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保すること。 (略) ・通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施すること。 ・携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、<u>公共安全LTE（PS-LTE）</u>、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮すること。 (略) ○電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとする。 (略) (5) 防災関係機関相互の連携体制 (略) ○地方公共団体は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。	・防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・<u>多重化・耐震化</u>及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保すること。 (略) ・<u>通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めること。また、</u>通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施すること。 ・携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、<u>公共安全モバイルシステム</u>、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮すること。 (略) ○電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものと<u>し、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。</u> (略) (5) 防災関係機関相互の連携体制 (略) ○地方公共団体は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。<u>また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の</u>

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
(略) ○国〔消防庁〕及び地方公共団体は、消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進するなど消防相互応援体制の整備に努め、<u>緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</u> ○国〔厚生労働省〕及び都道府県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。 ○国〔厚生労働省〕及び都道府県は、<u>災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の整備</u>に努めるものとする。 (略) ○国〔農林水産省、厚生労働省、経済産業省等〕、地方公共団体等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。 (略) 5 救助・救急、医療及び消火活動関係	<u>空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u> (略) ○国〔消防庁〕及び地方公共団体は、<u>市町村の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努めるとともに、</u>消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進するなど消防相互応援体制の整備に努めるものとする。<u>また、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、</u>緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。 ○国〔厚生労働省〕及び都道府県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（DMAT）、<u>災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害支援ナース</u>の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。 ○国〔厚生労働省〕及び都道府県は、<u>日本災害リハビリテーション支援協会（J R A T）、日本栄養士会災害支援チーム（J D A - D A T）等との連携等</u>に努めるものとする。 (略) ○国〔農林水産省、厚生労働省、経済産業省、<u>国土交通省</u>等〕、地方公共団体等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。 (略) 5 救助・救急、医療及び消火活動関係

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
(略) (1) 救助・救急活動関係 (略) ○救助・救急関係省庁〔警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省〕は、救助用資機材の整備を推進するものとする。 (略) (4) 消火活動関係 (略) ○市町村（都道府県）は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。 6 緊急輸送活動関係 (略) ○<u>道路管理者</u>は、発災後の道路の障害物除去（火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去、雪害においては道路の除雪を含む。）による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。<u>また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。</u> (略) ○国〔警察庁、経済産業省等〕及び地方公共団体は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両<u>については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。</u>	(略) (1) 救助・救急活動関係 (略) ○救助・救急関係省庁〔警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省〕は、救助用資機材の整備を推進するものとする。<u>その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。</u> (略) (4) 消火活動関係 (略) ○市町村（都道府県）は、<u>大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する</u>消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。 6 緊急輸送活動関係 (略) ○<u>国〔国土交通省〕</u>は、発災後の道路の障害物除去（<u>路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、</u>火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去、雪害においては道路の除雪を含む。）による道路啓開、応急復旧等<u>を迅速に行うため、協議会の設置等によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じてその見直しを行うものとする。また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開等</u>に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。 (略) ○国〔警察庁、経済産業省等〕及び地方公共団体は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、<u>あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。</u>

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
(略) 7 避難の受入れ及び情報提供活動関係 (略) (1) 避難誘導 (略) ○都道府県・保健所設置市及び特別区の保健所は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症</u>の自宅療養者等の被災に備えて、<u>平常時</u>から、防災担当部局（都道府県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。 (略) (3) 指定避難所等 (略) ○市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。 (略)	(略) 7 避難の受入れ及び情報提供活動関係 (略) (1) 避難誘導 (略) ○都道府県・保健所設置市及び特別区の保健所等は、<u>新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における</u>自宅療養者等の被災に備えて、<u>災害発生前</u>から、防災担当部局（都道府県の保健所等にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。<u>これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。</u> (略) (3) 指定避難所等 (略) ○市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、<u>家庭動物の受入れ方法</u>等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。 (略)

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
○市町村は、指定避難所となる施設については、<u>必要に応じ</u>、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。 ○地方公共団体は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。 ○市町村は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。 ○市町村は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。 ○市町村は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。 (略)	○市町村は、指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、<u>あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ</u>、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。 ○地方公共団体は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。 ○市町村は、指定避難所において貯水槽、井戸、<u>給水タンク</u>、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・<u>衛星通信を活用したインターネット機器</u>等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。 ○市町村は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。 ○市町村は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。<u>国〔総務省〕は、通信設備の迅速な立ち上げや継続的な運営に必要な体制の整備に努めるものとする。</u> (略)

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
○都道府県は、あらかじめ、介護保険施設、障害者支援施設等に対して、災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。	○都道府県は、あらかじめ、介護保険施設、障害者支援施設等に対して、災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。
(新設)	<u>○市町村（都道府県）は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u>
(新設)	<u>○市町村（都道府県）は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u>
(新設)	<u>○市町村（都道府県）は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u>
(略) 8 物資の調達、供給活動関係 ○地方公共団体は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。	(略) 8 物資の調達、供給活動関係 ○地方公共団体は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。<u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急</u>

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
(略) ○国〔内閣府、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、総務省〕は、食料、飲料水、医薬品、燃料等の生活必需品、生産体制等の関係により調達に時間がかかる物資（段ボールベッド、パーティション等）及び通信機器等の備蓄又は調達体制の整備を行うものとする。 (略) 第2章 災害応急対策 (略) 第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 (略) 1 災害情報の収集・連絡 (1) 被害規模の早期把握のための活動 (略) ○国〔警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省、国土地理院、海上保安庁、林野庁等〕及び地方公共団体は、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機等による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。 (略) (4) 一般被害情報等の収集・連絡 (略) ○指定公共機関は、その業務に係る被害情報を収集し、直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸〔内閣官房〕、内閣府及び関係省庁に当該情報を連絡する。政府本部（事故災害においては特定災害対策本部又は非常災害対策本部。以下同じ。）の設置後は、当該情報を政府本部に連絡する。	<u>輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国〔消防庁〕はこれを支援する。</u> (略) ○国〔内閣府、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、<u>国土交通省</u>、総務省〕は、食料、飲料水、医薬品、燃料等の生活必需品、生産体制等の関係により調達に時間がかかる物資（段ボールベッド、パーティション等）及び通信機器等の備蓄又は調達体制の整備を行うものとする。 (略) 第2章 災害応急対策 (略) 第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 (略) 1 災害情報の収集・連絡 (1) 被害規模の早期把握のための活動 (略) ○国〔警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省、国土地理院、海上保安庁、林野庁等〕及び地方公共団体は、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機、<u>高所監視カメラ</u>等による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。 (略) (4) 一般被害情報等の収集・連絡 (略) ○指定公共機関は、その業務に係る被害情報を収集し、<u>総合防災情報システム（SOBO-WE B）等を活用して</u>直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸〔内閣官房〕、内閣府及び関係省庁に当該情報を連絡する。政府本部（事故災害においては特定災害対策本部又は非常災害対策本部。以下同じ。）の設置後は、当該情報を政府本部に連絡する。

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
(略) 5 広域的な応援体制 (略) ○国及び地方公共団体は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理<u>やマスク着用</u>等を徹底するものとする。また、地方公共団体は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。 6 国における活動体制 (略) (3) 職員の派遣 ○国〔内閣府等〕は、大規模な被害が想定される場合には、必要に応じ、ヘリコプター等により、直ちに内閣府調査チームを派遣し、被害状況の迅速な把握及び被災地方公共団体の支援を行うものとする。その際、国〔内閣府〕は、国〔内閣府〕及び国立研究開発法人防災科学技術研究所等で構成される I S U T（災害時情報集約支援チーム：Information Support Team）を派遣し、<u>S I P 4 D</u>を活用して、災害情報を集約・整理し地図で提供することにより、地方公共団体等の災害対応を支援するものとする。また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理<u>やマスク着用</u>等を徹底するものとする。 ○国〔内閣府〕は、内閣府調査チームを派遣した場合、国〔各省庁〕にその旨を連絡し、国〔各省庁〕は、その連絡を受け、被害状況を踏まえ、必要に応じ職員を現地に派遣するものとする。 (略) 第3節 災害の拡大・二次災害・複合災害の防止及び応急復旧活動	(略) 5 広域的な応援体制 (略) ○国及び地方公共団体は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。また、地方公共団体は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。<u>さらに、地方公共団体は、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。</u> 6 国における活動体制 (略) (3) 職員の派遣 ○国〔内閣府等〕は、大規模な被害が想定される場合には、必要に応じ、ヘリコプター等により、直ちに内閣府調査チームを派遣し、被害状況の迅速な把握及び被災地方公共団体の支援を行うものとする。その際、国〔内閣府〕は、国〔内閣府〕及び国立研究開発法人防災科学技術研究所等で構成される I S U T（災害時情報集約支援チーム：Information Support Team）を派遣し、<u>総合防災情報システム（SOBO-WEB）</u>を活用して、災害情報を集約・整理し地図で提供することにより、地方公共団体等の災害対応を支援するものとする。また、感染症対策のため、職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。 ○国〔内閣府〕は、内閣府調査チームを派遣した場合、国〔各省庁〕にその旨を連絡し、国〔各省庁〕は、その連絡を受け、被害状況を踏まえ、必要に応じ職員を現地に派遣するものとする。<u>この際、国〔各省庁〕は、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意するものとする。</u> (略) 第3節 災害の拡大・二次災害・複合災害の防止及び応急復旧活動

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
1 災害の拡大防止と二次災害の防止活動 (略) ○国〔国土交通省〕は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）は、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。 (略) 2 施設・設備等の応急復旧活動 (略) (1) 施設・設備の応急復旧活動 (略) ○国〔国土交通省〕は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）は、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。 (略)	1 災害の拡大防止と二次災害の防止活動 (略) ○国〔国土交通省〕は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、<u>給水支援</u>その他災害応急対策など、二次災害防止施策に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）は、<u>被災状況調査を実施する場合にはヘリ、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や、避難所等における給水支援等</u>を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊<u>や関係団体等</u>との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。 (略) 2 施設・設備等の応急復旧活動 (略) (1) 施設・設備の応急復旧活動 (略) ○国〔国土交通省〕は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）等を派遣し、<u>ヘリ、無人航空機等を活用した</u>被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）は、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。 (略)

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
○国〔国土交通省、防衛省等〕は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開について、地方公共団体のみでは迅速な対応が困難な場合には、適切な役割分担等の下、道路啓開を実施するものとする。 (略) (2) ライフライン施設に関する政府本部の関与 ○政府本部は、災害の程度、施設の重要度等を勘案の上、特に必要と認められる場合には、<u>厚生労働省</u>、経済産業省、総務省及び国土交通省を経由して、ライフライン事業者に対して応急対策活動を依頼するものとする。 (略) 第4節 救助・救急、医療及び消火活動 (略) 1 救助・救急活動 (略) (3) 被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動 (略) ○災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、職員の健康管理<u>やマスク着用</u>等を徹底するものとする。 (略) (7) 部隊の活動支援 (略) ○国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、被災地へのアクセス確保等を行うものとする。	○国〔国土交通省、防衛省等〕は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開について、地方公共団体のみでは迅速な対応が困難な場合には、適切な役割分担等の下、道路啓開を実施するものとする。<u>また、陸路だけでなく、海路・空路の活用に向けて関係機関と調整を図るものとする。</u> (略) (2) ライフライン施設に関する政府本部の関与 ○政府本部は、災害の程度、施設の重要度等を勘案の上、特に必要と認められる場合には、経済産業省、総務省及び国土交通省を経由して、ライフライン事業者に対して応急対策活動を依頼するものとする。 (略) 第4節 救助・救急、医療及び消火活動 (略) 1 救助・救急活動 (略) (3) 被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動 (略) ○災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、感染症対策のため、職員の健康管理等を徹底するものとする。 (略) (7) 部隊の活動支援 (略) ○国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車、<u>現地へ派遣された隊員等の宿泊等が可能な待機支援車</u>等の派遣、土

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
2 医療活動 (1) 被災地域内の医療機関による医療活動 (略) ○被災地域内の医療機関は、状況に応じ、災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・救護班（以下「災害派遣医療チーム（DMAT）等」という。）を派遣するよう努めるものとする。 (略) (2) 被災地域外からの災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣 (略) ○都道府県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、都道府県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、都道府県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。 (略) 4 航空機の運用調整等 (略)	砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、被災地へのアクセス確保等を行うものとする。 2 医療活動 (1) 被災地域内の医療機関による医療活動 (略) ○被災地域内の医療機関は、状況に応じ、<u>都道府県知事との協定に基づき</u>、災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・<u>災害支援ナース</u>・救護班（以下「災害派遣医療チーム（DMAT）等」という。）を派遣するよう努めるものとする。 (略) (2) 被災地域外からの災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣 (略) ○都道府県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、<u>日本災害リハビリテーション支援協会（J RAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）</u>、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、都道府県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、都道府県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。 (略) 4 航空機の運用調整等 (略)

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
○航空運用調整班は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT都道府県調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとし、調整に当たっては、政府本部又は官邸対策室等との連携の下、航空機運用総合調整システム（FOCS）を活用するものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。 （略） 第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 （略） 2 交通の確保 （略） (3) 道路啓開等 ○国〔国土交通省〕は、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び官民のプロープ情報の活用等により早急に被害状況を把握し、道路啓開等を行うものとする。また、国〔国土交通省、農林水産省〕は、被災地方公共団体等他の道路管理者等に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合、緊急輸送道路の確保を最優先に、応急復旧や代替路の設定等を実施することとする。併せて、<u>道路の通行規制等が行われている場合、</u>通行止めや通行状況が道路利用者に確実に伝わるようICT技術を活用し、ビーコン、ETC2.0、情報板、インターネット等により迅速に情報提供することとする。 （略） ○路上の障害物の除去（火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）について、道路管理者等、警察機関、消防機関、自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとるものとする。	○航空運用調整班は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT都道府県調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとし、調整に当たっては、<u>必要に応じ、</u>政府本部又は官邸対策室等との連携の下、航空機運用総合調整システム（FOCS）を活用するものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。 （略） 第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 （略） 2 交通の確保 （略） (3) 道路啓開等 ○国〔国土交通省〕は、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び官民のプロープ情報の活用等により早急に被害状況を把握し、道路啓開等を行うものとする。また、国〔国土交通省、農林水産省〕は、被災地方公共団体等他の道路管理者等に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合、緊急輸送道路の確保を最優先に、応急復旧や代替路の設定等を実施することとする。併せて、<u>経路情報等の収集を行うITSスポットや可搬型路側機等の増強を進め、道路における</u>通行止めや通行状況<u>を適切に把握するとともに、</u>道路利用者に<u>その情報が</u>確実に伝わるようICT技術を活用し、ビーコン、ETC2.0、情報板、インターネット等により迅速に情報提供することとする。 （略） ○路上の障害物の除去（<u>路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、</u>火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）について、道路管理者等、警察機関、消防機関、自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとるものとする。

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
(略) (9) 広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保 ○地方公共団体は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、都道府県は広域物資輸送拠点を、市町村は地域内輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。 (新設) (略) 第6節 避難の受入れ及び情報提供活動 ○市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。 (新設) (略) 3 指定避難所等 (略) (2) 指定避難所の運営管理等 (略) ○市町村は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、<u>段ボールベッド、パーティション等の活用状況</u>、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ	(略) (9) 広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保 ○地方公共団体は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、都道府県は広域物資輸送拠点を、市町村は地域内輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。 <u>○地方公共団体は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</u> (略) 第6節 避難の受入れ及び情報提供活動 ○市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。 <u>○市町村は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。</u> (略) 3 指定避難所等 (略) (2) 指定避難所<u>等</u>の運営管理等 (略) ○市町村は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、<u>避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに</u>、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
の処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。 ○市町村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 ○市町村は、指定避難所における<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。 ○地方公共団体は、被災地において<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。 （略） ○市町村（都道府県）は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。 （新設） （新設）	健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、<u>栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など</u>、必要な措置を講じるよう努めるものとする。 ○市町村は、必要に応じ、<u>被災者支援等の観点から</u>指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 ○市町村は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。 ○地方公共団体は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。 （略） ○市町村（都道府県）は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。 <u>○市町村（都道府県）は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u> <u>○市町村（都道府県）は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この</u>

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
(略) 4 応急仮設住宅等 (1) 被災都道府県（救助実施市）による応急仮設住宅の提供 (略) ○既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。 (略) 9 被災者等への的確な情報伝達活動 (略) (2) 国民への的確な情報の伝達 (略) ○国、地方公共団体等は、情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るものとする。また、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。 (新設)	<u>際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u> (略) 4 応急仮設住宅等 (1) 被災都道府県（救助実施市）による応急仮設住宅の提供 (略) ○既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。 (略) 9 被災者等への的確な情報伝達活動 (略) (2) 国民への的確な情報の伝達 (略) ○国、地方公共団体等は、情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るものとする。また、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。 <u>○国〔総務省〕は、インターネット上の偽情報・誤情報について、関係機関の協力を得て、特に被災地に関する偽情報・誤情報の流通・拡散の状況を把握しつつ、被災者等が的確な情報を入手するための注意喚起を図るなど、必要な対策を講じるよう努めるものとする。</u>

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
(略) 第7節 物資の調達、供給活動 ○被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるとともに、以下に掲げる方針のとおり活動する。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。 (略) (3) 国による物資の調達、供給 (略) ○国〔<u>厚生労働省</u>〕は、関係事業者に対する給水の要請等を行い、供給を確保するものとする。 (略) 第8節 保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動 (略) 1 保健衛生 (略) ○市町村は、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。	(略) 第7節 物資の調達、供給活動 ○被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるとともに、以下に掲げる方針のとおり活動する。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資<u>や家庭動物の飼養に関する資材</u>をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。 (略) (3) 国による物資の調達、供給 (略) ○国〔<u>国土交通省</u>〕は、関係事業者に対する給水の要請等を行い、供給を確保するものとする。 (略) 第8節 保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動 (略) 1 保健衛生 (略) ○市町村は、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、<u>簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする</u>。被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
○市町村（都道府県）は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。	○市町村（都道府県）は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、<u>飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応</u>、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、<u>獣医師会等と連携し</u>必要な措置を講ずるものとする。
（略）	（略）
○被災都道府県は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWA T）を避難所へ派遣する。	○被災都道府県は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWA T）<u>や災害支援ナース</u>を避難所へ派遣する。
○被災都道府県以外の都道府県は、国〔厚生労働省〕又は被災都道府県の要請に基づき、被災都道府県における避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、災害派遣福祉チーム（DWA T）の応援派遣を行うものとする。	○被災都道府県以外の都道府県は、国〔厚生労働省〕又は被災都道府県の要請に基づき、被災都道府県における避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、災害派遣福祉チーム（DWA T）<u>や災害支援ナース</u>の応援派遣を行うものとする。
（新設）	<u>○被災都道府県及び市町村は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（D I C T）等の派遣を迅速に要請するものとする。</u>
（略）	（略）
第3章 災害復旧・復興	第3章 災害復旧・復興
（略）	（略）
第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定	第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定
（略）	（略）
○被災地方公共団体は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度<u>を</u>活用するものとする。	○被災地方公共団体は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度<u>の活用も含めて検討</u>するものとする。
第2節 迅速な原状復旧の進め方	第2節 迅速な原状復旧の進め方
1 被災施設の復旧等	1 被災施設の復旧等
（略）	（略）

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
○国〔総務省、<u>厚生労働省</u>、経済産業省、国土交通省等〕は、ライフライン施設等の復旧のため、復旧事業の執行に係る手続の簡素化を可能な範囲で図るものとする。 (略) (新設)	○国〔総務省、経済産業省、国土交通省等〕は、ライフライン施設等の復旧のため、復旧事業の執行に係る手続の簡素化を可能な範囲で図るものとする。
(略) ○ライフライン、交通輸送等の関係機関〔総務省、<u>厚生労働省</u>、経済産業省、国土交通省等〕は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。 (略) 第4節 被災者等の生活再建等の支援 (略) ○国及び地方公共団体は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体と避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。 (新設) (略)	(略) <u>○道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u> ○ライフライン、交通輸送等の関係機関〔総務省、経済産業省、国土交通省等〕は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。 (略) 第4節 被災者等の生活再建等の支援 (略) ○国及び地方公共団体は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体と避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。 <u>○国〔総務省〕は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。</u> (略)

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
第3編 地震災害対策編 第1章 災害予防 (略) 第2節 地震に強い国づくり、まちづくり (略) 3 地震に強いまちづくり (略) (4) 崖地、液状化対策等 ○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は、地震による崩落等の危険がある崖地等の把握に努め、急傾斜地崩壊危険区域の指定等を進めるとともに、急傾斜地の崩壊対策事業等を推進し、近接する建築物の移転等を誘導する。さらに、地域住民等に対して急傾斜地崩壊危険区域等について、ハザードマップ等の整備も含め徹底した情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難についても周知徹底を図るものとする。 (新設) (略) 第3節 国民の防災活動の促進 (略) 2 防災知識の普及、訓練 (略) (2) 防災関連設備等の普及 ○国〔消防庁〕及び地方公共団体は、住民等に対して消火器、ガスのマイコンメーター、非常持出品等の普及に努めるものとする。 (略)	第3編 地震災害対策編 第1章 災害予防 (略) 第2節 地震に強い国づくり、まちづくり (略) 3 地震に強いまちづくり (略) (4) 崖地、液状化対策等 ○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は、地震による崩落等の危険がある崖地等の把握に努め、急傾斜地崩壊危険区域の指定等を進めるとともに、急傾斜地の崩壊対策事業等を推進し、近接する建築物の移転等を誘導する。さらに、地域住民等に対して急傾斜地崩壊危険区域等について、ハザードマップ等の整備も含め徹底した情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難についても周知徹底を図るものとする。 <u>○国〔国土交通省〕は、官民の所有する地盤情報の収集・公表を進めるとともに、それらの情報を活用し、より実態に即した液状化リスク情報の提供に努めるものとする。</u> (略) 第3節 国民の防災活動の促進 (略) 2 防災知識の普及、訓練 (略) (2) 防災関連設備等の普及 ○国〔消防庁〕及び地方公共団体は、住民等に対して消火器、ガスのマイコンメーター、<u>感震ブレーカー</u>、非常持出品等の普及に努めるものとする。 (略)

第4編 津波災害対策編

修正前	修正後
第4編 津波災害対策編 第1章 災害予防 (略) 第2節 津波に強い国づくり、まちづくり (略) 3 津波に強いまちづくり (2) 避難関連施設の整備 (略) ○国〔国土交通省等〕及び地方公共団体は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。 (新設) (略) 第2章 災害応急対策 (略) 第1節 災害発生直前の対策 1 津波警報等の伝達 (略) ○国〔気象庁〕は、津波警報等の発表・伝達に当たって、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど、住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫するものとする。また、津波は、第一波よりも第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性があることなど津波の特性や、津波警報等が発表されている間は、<u>津波による災害の危険性が継続していること</u>についても伝達するものとする。 (略)	第4編 津波災害対策編 第1章 災害予防 (略) 第2節 津波に強い国づくり、まちづくり (略) 3 津波に強いまちづくり (2) 避難関連施設の整備 (略) ○国〔国土交通省等〕及び地方公共団体は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。 <u>○国〔国土交通省〕は、津波からの緊急時の一時的な避難場所を確保するため、直轄国道の高架区間等を避難場所等として活用するための緊急避難施設を整備するなど、道路における津波への対応を推進するものとする。</u> (略) 第2章 災害応急対策 (略) 第1節 災害発生直前の対策 1 津波警報等の伝達 (略) ○国〔気象庁〕は、津波警報等の発表・伝達に当たって、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど、住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫するものとする。また、<u>避難の継続や応急活動を支援するため</u>に、津波は、第一波よりも第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性があることなど津波の特性や、津波警報等が発表されている間は津波による災害の危険性が継続していること<u>に加えて、津波の今後の見通し等</u>についても伝達・解説するものとする。 (略)

第5編 風水害対策編

修正前	修正後
第5編 風水害対策編 第1章 災害予防 第1節 風水害に強い国づくり、まちづくり (略) 1 風水害に強い国づくり (略) (3) 風水害に強い国土の形成 (略) ○国〔農林水産省、国土交通省〕及び地方公共団体は、風水害に強い国土の形成を図るため、下記の事項に配慮しつつ、治山、治水、海岸保全、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道、港湾等の事業を総合的、計画的に推進するものとする。 (略) ・港湾については、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。 (略) 2 風水害に強いまちづくり (1) 風水害に強いまちの形成 (略) ○国〔国土交通省、農林水産省、林野庁〕は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、<u>都道府県等</u>が行う人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査、及び崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を支援するものとする。 (略)	第5編 風水害対策編 第1章 災害予防 第1節 風水害に強い国づくり、まちづくり (略) 1 風水害に強い国づくり (略) (3) 風水害に強い国土の形成 (略) ○国〔農林水産省、国土交通省〕及び地方公共団体は、風水害に強い国土の形成を図るため、下記の事項に配慮しつつ、治山、治水、海岸保全、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道、港湾等の事業を総合的、計画的に推進するものとする。 (略) ・港湾については、近年の高波災害や<u>気候変動</u>を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。<u>また、関係者で協働した気候変動適応策の計画的な実施を推進する。</u> (略) 2 風水害に強いまちづくり (1) 風水害に強いまちの形成 (略) ○国〔国土交通省、農林水産省、林野庁〕は、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等に関する調査及び</u>盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、<u>地方公共団体</u>が行う人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土<u>等</u>に対する安全性把握のための詳細調査、及び崩落の危険が確認された盛土<u>等</u>に対する撤去、擁壁設置等の対策を支援するものとする。 (略)

修正前	修正後
○地方公共団体は、<u>盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ</u>、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の<u>是正指導</u>を行うものとする。<u>また</u>、都道府県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。 ○国〔農林水産省、国土交通省〕及び地方公共団体は、河川等における災害時の緊急対応を効率的に行えるようにするため、必要に応じて河川管理用進入路、水防拠点等の施設の整備に努めるものとする。 （新設） （新設） （略） 第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え （略） ○河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。	○地方公共団体は、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ</u>、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに<u>監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置</u>を行うものとする。<u>さらに</u>、都道府県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。 ○国〔農林水産省、国土交通省〕及び地方公共団体は、河川等における災害時の緊急対応を効率的に行えるようにするため、必要に応じて河川管理用進入路、水防拠点等の施設の整備に努めるものとする。 <u>○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。さらに、国〔国土交通省〕は、応急復旧資機材の確保や貸与等による地方公共団体への支援を推進するものとする。</u> <u>○国〔国土交通省〕は、洪水からの緊急時の一時的な避難場所を確保するため、直轄国道の高架区間等を避難場所等として活用するための緊急避難施設を整備するなど、道路における洪水への対応を推進するものとする。</u> （略） 第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え （略） ○河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。<u>また、国〔国土交通省〕及び独立行政法人水資源機構は、ダムの</u>

第5編 風水害対策編

修正前	修正後
(略) 第2章 災害応急対策 (略) 第1節 災害発生直前の対策 ○風水害については、気象・水象情報の分析により災害の危険性のある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の対策が極めて重要である。 (新設) (略)	<u>洪水調節と水力発電の両機能を発電事業者等との連携により最大限活用する取組を推進するものとする。</u> (略) 第2章 災害応急対策 (略) 第1節 災害発生直前の対策 ○風水害については、気象・水象情報の分析により災害の危険性のある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の対策が極めて重要である。 <u>○国〔国土交通省〕は、都道府県が指定した洪水予報河川について、当該都道府県の求めに応じ、国が指定した洪水予報河川の水位を予測する過程で取得した予測水位情報を都道府県及び気象庁に提供するものとする。</u> (略)

第6編 火山災害対策編

修正前	修正後
第6編 火山災害対策編 第1章 災害予防 第1節 想定される火山災害の適切な設定と対策の基本的な考え方 (略) ○火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査するものとする。 (略) 第2節 火山災害に強い国づくり、まちづくり (略) 2 火山災害に強いまちづくり (1) 火山災害に強いまちの形成 (略) ○国〔内閣府、消防庁、農林水産省、国土交通省、国土地理院〕及び地方公共団体は、火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民、登山者等の避難が必要になる場合があることを勘案し、詳細な地形や地形特性を表した地理情報の整備の推進、あらかじめ避難のための道路、港湾、広場等の整備の推進に努めるものとする。 (略) 第3節 国民の防災活動の促進 (略) 2 防災知識の普及、訓練 (1) 防災知識の普及 (略)	第6編 火山災害対策編 第1章 災害予防 第1節 想定される火山災害の適切な設定と対策の基本的な考え方 (略) ○火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査するものとする。<u>なお、火山活動の現状や推移に関する総合的な評価を行う火山調査研究推進本部と連携するものとする。</u> (略) 第2節 火山災害に強い国づくり、まちづくり (略) 2 火山災害に強いまちづくり (1) 火山災害に強いまちの形成 (略) ○国〔内閣府、消防庁、農林水産省、国土交通省、国土地理院〕及び地方公共団体は、火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民、登山者等の避難が必要になる場合があることを勘案し、詳細な地形や地形特性<u>及び避難所等の防災関連施設</u>を表した地理<u>空間</u>情報の整備の推進、あらかじめ避難のための道路、港湾、広場等の整備の推進に努めるものとする。 (略) 第3節 国民の防災活動の促進 (略) 2 防災知識の普及、訓練 (1) 防災知識の普及 (略)

第6編 火山災害対策編

修正前	修正後
○国〔内閣府、気象庁等〕、公共機関及び地方公共団体等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、火山ハザードマップや火山防災マップ等を用いて火山災害の危険性を周知するものとする。 （略） 3 国民の防災活動の環境整備 （略） (3) 企業防災の促進 （略） ○市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市町村長に報告するものとする。 ○市町村は、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。 （略） 第4節 火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進 (1) 火山災害及び火山災害対策に関する研究の推進 ○第2編1章4節(1)「災害及び防災に関する研究の推進」 （新設）	○国〔内閣府、気象庁等〕、公共機関及び地方公共団体等は、防災週間、<u>火山防災の日</u>、防災関連行事等を通じ、住民に対し、火山ハザードマップや火山防災マップ等を用いて火山災害の危険性を周知するものとする。 （略） 3 国民の防災活動の環境整備 （略） (3) 企業防災の促進 （略） ○市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画を作成又は変更し、公表するとともに、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成又は変更した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市町村長に報告するものとする。 ○市町村は、<u>必要に応じて火山防災協議会に意見を求めつつ</u>、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成及び変更並びに避難訓練の実施に関し必要な情報提供、助言等の援助を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。 （略） 第4節 火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進 (1) 火山災害及び火山災害対策に関する研究の推進 ○第2編1章4節(1)「災害及び防災に関する研究の推進」 <u>○国〔文部科学省、気象庁、内閣府、国土地理院等〕は、関係機関間の緊密な連携を図りつつ、観測データ及び研究成果の流通の促進、観測研究体制の充実等を推進するものとする。</u>

第6編 火山災害対策編

修正前	修正後
(新設) (略) 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え (略) ○地方公共団体は、登山者など火山に立ち入る者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山届の導入、携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービスの導入、火口周辺施設との連携等により、登山者等の情報の把握に努めるものとする。この際、火山防災協議会において、火山付近への来訪者の状況、火山へのアクセス等を勘案し、災害時の登山者の早期把握、安否確認等に資する登山届の必要性について検討するものとする。登山届が必要と認められる場合には、ITを用いた登山届の仕組み<u>等も活用し</u>、火山地域全体での一体的な運用を図るよう努めるものとする。 (略) 2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係 (1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略) ○国〔気象庁等〕は、火山機動観測に必要な観測設備や調査機器の現地への設置が、大学等の研究機関等も含めて迅速に行われるよう調整するものとする。 (略) 第2章 災害応急対策	<u>○火山調査研究推進本部は、火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策の立案、関係行政機関の火山に関する調査研究予算等の事務の調整、火山に関する総合的な調査観測計画の策定を行うものとする。また、火山に関する観測、測量、調査又は研究を行う関係行政機関、大学等の調査結果等を収集・整理・分析の上、総合的な評価を行い、これに基づき広報を行うものとする。</u> (略) 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え (略) ○地方公共団体は、登山者など火山に立ち入る者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山届の導入、携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービスの導入、火口周辺施設との連携等により、登山者等の情報の把握に努めるものとする。この際、火山防災協議会において、火山付近への来訪者の状況、火山へのアクセス等を勘案し、災害時の登山者の早期把握、安否確認等に資する登山届の必要性について検討するものとする。登山届が必要と認められる場合には、ITを用いた登山届の仕組み<u>を活用するなど、登山者等が情報の提供を容易に行うことができるよう必要な配慮をするとともに</u>、火山地域全体での一体的な運用を図るよう努めるものとする。 (略) 2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係 (1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略) ○国〔気象庁、<u>文部科学省</u>等〕は、火山機動観測に必要な観測設備や調査機器の現地への設置が、大学等の研究機関等も含めて迅速に行われるよう調整するものとする。 (略) 第2章 災害応急対策

第6編 火山災害対策編

修正前	修正後
(略) 第1節 災害発生直前の対策 (略) 1 火山活動に関する情報の収集 (略) ○国〔<u>国土交通省</u>、気象庁〕、大学等の火山監視観測・調査研究機関は、火山活動に関する情報を相互に共有し、火山活動の状況の把握に努めるものとする。また、火山の監視観測を行う機関は、<u>火山噴火予知連絡会による総合調整の下で、現地において機動的な観測を行う</u>ものとする。 (略)	(略) 第1節 災害発生直前の対策 (略) 1 火山活動に関する情報の収集 (略) ○国〔気象庁、<u>文部科学省</u>、<u>国土地理院等</u>〕、大学等の火山監視観測・調査研究機関は、火山活動に関する情報を相互に共有し、火山活動の状況の把握に努めるものとする。また、火山監視観測・調査研究機関は、<u>火山調査研究推進本部による調査研究方策や具体的な実施計画に基づいて、連携して機動的な調査観測等を実施する</u>ものとする。 (略)

第12編 原子力災害対策編

修正前	修正後
第12編 原子力災害対策編 (略) 第1章 災害予防 (略) 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (略) 4 救助・救急、医療、安定ヨウ素剤の服用及び消火活動関係 (略) (3) 安定ヨウ素剤の配布及び服用関係 (略) ○地方公共団体は、UPZにおいても、PAZ内と同様に予防的な即時避難を実施する可能性のある地域、避難の際に学校や公民館等の配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定される地域等においては、自らの判断で、平常時に事前配布を行うことができるものとする。 (新設) (略) 第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立 1 情報収集事態発生時の連絡等 (略) ○原子力規制委員会は、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対し情報提供を行うものとする。 (略) 2 警戒事態発生時の連絡等 (略)	第12編 原子力災害対策編 (略) 第1章 災害予防 (略) 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (略) 4 救助・救急、医療、安定ヨウ素剤の服用及び消火活動関係 (略) (3) 安定ヨウ素剤の配布及び服用関係 (略) ○地方公共団体は、UPZにおいても、PAZ内と同様に予防的な即時避難を実施する可能性のある地域、避難の際に学校や公民館等の配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定される地域等においては、自らの判断で、平常時に事前配布を行うことができるものとする。 <u>○地方公共団体は、原子力災害対策指針等を参考に、安定ヨウ素剤の服用の効果等について住民等へ日頃から周知徹底に努めるものとする。</u> (略) 第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立 1 情報収集事態発生時の連絡等 (略) ○原子力規制委員会・<u>内閣府合同情報連絡室</u>は、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対し情報提供を行うものとする。 (略) 2 警戒事態発生時の連絡等 (略)

修正前	修正後
○原子力規制委員会は、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとする。 ○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、P A Z内の地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請する。また、原子力事業所の被害状況に応じて、原子力災害対策指針で規定される施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を要請するものとする。その際併せて、気象情報を提供するものとする。 ○国〔原子力規制委員会〕、地方公共団体、原子力事業者及び指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は、緊急時モニタリングセンターの立上げ準備、モニタリングポストの監視強化その他の緊急時モニタリングの準備を行うものとする。 ○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、U P Z内の地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請するものとし、U P Z外の地方公共団体（P A Z外であり、かつU P Z外である区域を管轄する地方公共団体をいう。以下同じ。）に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。その際併せて、気象情報を提供するものとする。 （移設） （略） 3 施設敷地緊急事態発生時の連絡等	○原子力規制委員会・<u>内閣府原子力事故合同警戒本部</u>は、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとする。 ○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、P A Z内の地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請する。また、原子力事業所の被害状況に応じて、原子力災害対策指針で規定される施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を要請するものとする。その際併せて、気象情報を提供するものとする。<u>原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、P A Z内の地方公共団体との間において、要請した施設敷地緊急事態要避難者の避難準備の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。</u> （移設） ○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、U P Z内の地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請するものとし、U P Z外の地方公共団体（P A Z外であり、かつU P Z外である区域を管轄する地方公共団体をいう。以下同じ。）に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。その際併せて、気象情報を提供するものとする。 ○国〔原子力規制委員会〕、地方公共団体、原子力事業者及び指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は、緊急時モニタリングセンターの立上げ準備、モニタリングポストの監視強化その他の緊急時モニタリングの準備を行うものとする。 （略） 3 施設敷地緊急事態発生時の連絡等

修正前	修正後
(1) 施設敷地緊急事態発生情報等の連絡 (略) ○原子力規制委員会は、原子力防災管理者から通報・連絡を受けた事項、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報、住民の避難準備に係る事項等について、指定行政機関に連絡するものとする。 ○指定行政機関は、原子力規制委員会から連絡を受けた事項について、指定公共機関に連絡するものとする。 (略) 第2節 避難、屋内退避等の防護及び情報提供活動 1 避難、屋内退避等の防護措置の実施 (略) ○原子力災害対策本部は、UPZ内の地方公共団体に対し、屋内退避の実施やOIL（原子力災害対策指針に基づく運用上の介入レベルをいう。以下同じ。）に基づく防護措置の準備（避難・一時移転先、輸送手段、避難退域時検査及び簡易除染場所の確保等）を行うよう要請するものとする。また、UPZ外の地方公共団体に対しては、PAZ内の地方公共団体から避難してきた住民等の受入れや、UPZ内の地方公共団体が行う防護措置の準備への協力を要請するものとする。 (略) ○<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。 (略) 第7節 物資の調達、供給活動	(1) 施設敷地緊急事態発生情報等の連絡 (略) ○原子力規制委員会・<u>内閣府原子力事故合同対策本部</u>は、原子力防災管理者から通報・連絡を受けた事項、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報、住民の避難準備に係る事項等について、指定行政機関に連絡するものとする。 ○指定行政機関は、原子力規制委員会・<u>内閣府原子力事故合同対策本部</u>から連絡を受けた事項について、指定公共機関に連絡するものとする。 (略) 第2節 避難、屋内退避等の防護及び情報提供活動 1 避難、屋内退避等の防護措置の実施 (略) ○原子力災害対策本部は、UPZ内の地方公共団体に対し、屋内退避の実施<u>を指示するとともに、</u>OIL（原子力災害対策指針に基づく運用上の介入レベルをいう。以下同じ。）に基づく防護措置の準備（避難・一時移転先、輸送手段、避難退域時検査及び簡易除染場所の確保等）を行うよう指示するものとする。また、UPZ外の地方公共団体に対しては、PAZ内の地方公共団体から避難してきた住民等の受入れや、UPZ内の地方公共団体が行う防護措置の準備への協力を要請する<u>ほか、事態の進展などに応じて、屋内退避の実施を指示する</u>ものとする。 (略) ○感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。 (略) 第7節 物資の調達、供給活動

第 12 編 原子力災害対策編

修正前	修正後
(略) (3) 国による物資の調達・供給 (略) ○国〔<u>厚生労働省</u>〕は、給水について、関係事業者に対する要請等を行い、その供給の確保を図るものとする。 (略) 第 11 節 自然災害及び原子力災害の複合災害への対応 (略) ○国は、政府本部及び原子力災害対策本部（以下「両本部」という。）が総合的かつ効率的な災害対策を実施できるよう、両本部の合同会議を開催するものとする。両本部は、情報共有や連携を円滑に行うため、相互に情報連絡要員を派遣するものとする。併せて、両本部が保有する情報収集システム（総合防災情報システム、統合原子力防災ネットワーク）を相互に利用し、情報共有を行うものとする。また、個別の地域の状況を踏まえ、両現地対策本部の情報共有や連携を円滑に行うため、相互に情報連絡要員の派遣などを行うものとする。 (略)	(略) (3) 国による物資の調達・供給 (略) ○国〔<u>国土交通省</u>〕は、給水について、関係事業者に対する要請等を行い、その供給の確保を図るものとする。 (略) 第 11 節 自然災害及び原子力災害の複合災害への対応 (略) ○国は、政府本部及び原子力災害対策本部（以下「両本部」という。）が総合的かつ効率的な災害対策を実施できるよう、両本部の合同会議を開催するものとする。両本部は、情報共有や連携を円滑に行うため、相互に情報連絡要員を派遣するものとする。併せて、両本部が保有する情報収集システム（総合防災情報システム、<u>(SOBO-WE B)</u>、統合原子力防災ネットワーク）を相互に利用し、情報共有を行うものとする。また、個別の地域の状況を踏まえ、両現地対策本部の情報共有や連携を円滑に行うため、相互に情報連絡要員の派遣などを行うものとする。 (略)

以上